

雇用調整助成金
中小企業緊急雇用安定助成金

を活用した教育訓練のご案内

この機会に
スキルアップさせたい！

将来に備えて
技術習得させたい！

モチベーションの
低下を防ぎたい！

そんな希望をお持ちの事業主の皆様、
休業期間を利用して、
従業員の方の教育訓練を実施しませんか？

栃木センター
関東職業能力開発大学校では、能力開発セミナーのコースを各種ご用意しております。
又、ご要望に沿った訓練の相談も承っております。



雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金とは…

- ・事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、事業主がその雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練させた場合に、休業、教育訓練に係る手当もしくは賃金の一部を助成するものです。

◎ 中小企業緊急雇用安定助成金を利用すると ◎

従業員一人当たりを受給される休業手当は1日に、
平均賃金*×休業手当支給率（最低60%）×90%=上限7,685円
（*平均賃金は、昨年度の事業所全体の平均額を言います。）

一人一日当たり
雇用保険基本手当日額の最高額

この休業を教育訓練にあてた場合、
一日最大6,000円（半日行った場合は3000円）が追加されます。
7,685円+6,000円=13,685円

※事務手続き・支給申請など受給に関するお問い合わせはお近くのハローワークまで

お問い合わせ先

独立行政法人
雇用能力開発機構 栃木センター 訓練第二課
〒320-0072 宇都宮市若草 1-4-23
TEL: 028-621-0581 fax: 028-622-9496
<http://www/ehdo.go.jp/tochigi/>

独立行政法人
雇用能力開発機構 関東職業能力開発大学校 援助計画課
〒323-0813 小山市横倉三竹 612-1
TEL: 0285-31-1733 fax: 0285-27-0240
<http://www/ehdo.go.jp/tochigi/>